

山口県医療対策協議会専門医制度部会設置要領

(設置)

第1条 一般社団法人日本専門医機構において運用される専門医制度について、本県地域医療の関係者による幅広い意見交換や、必要な情報共有、検討を行うため、山口県医療対策協議会設置要綱（以下「要綱」という。）第7条の規定に基づき、山口県医療対策協議会に専門医制度部会（以下「部会」という。）を設置し、もって、専門研修プログラムの円滑な実施並びに本県の地域医療、専攻医の確保を図り、地域医療の充実・確保に資する。

(部会)

第2条 部会は、要綱第3条に規定する委員及び要綱第6条に規定する専門委員（以下「委員」という。）17人以内で組織する。

2 部会には部会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

3 部会の会議の議長は、部会長をもって充てる。

4 部会は、部会長が招集する。

5 部会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことはできない。

6 議事は出席した委員の過半数を持って決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

7 やむを得ない事由により出席できない委員は、代理人を部会に出席させることができる。

8 部会長が必要と認めるときは、部会に専門研修関係者その他の関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

9 部会の決議をもって協議会の決議とする。

(所掌事務)

第3条 部会は、第1条の目的を達成するために次に掲げる事項を協議する。

(1) 専門医制度の円滑な実施に関すること

(2) 専攻医の確保対策に関すること

(3) その他関係必要事項に関すること

(委員)

第4条 要綱第7条第2項の規定により、会長が指名する部会の委員は別表の職にある者をもって充てる。

(庶務)

第5条 部会の庶務は、健康福祉部医療政策課で処理する。

附 則

この要領は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年6月18日から施行する。

別表

山口県医療対策協議会専門医制度部会委員

	区 分	団 体 名	役職名
要綱第3条 (委員)	山口大学医学部附属病院	山口大学医学部附属病院	病院長
	県内専門研修プログラム 基幹施設	国立病院機構岩国医療センター	院 長
		地域医療機能推進機構徳山中央病院	院 長
		山口県立総合医療センター	院 長
	県内専門研修プログラム 基幹施設のない2次医療 圏に所在する連携施設	厚生連周東総合病院	院 長
		厚生連長門総合病院	院 長
萩市立萩市民病院		院 長	
要綱第6条 (専門委員)	山口県医師会	山口県医師会	副会長
	山口県病院協会	山口県病院協会	副会長
	関係市町	岩国市	地域医療 担当部長
	県内専門研修プログラム 基幹施設	総合病院山口赤十字病院	院 長
		山口大学医学部附属病院 医療人育成センター	センター長
		山口県立こころの医療センター	院 長
		労働者健康安全機構山口労災病院	院 長
地域医療機能推進機構下関医療センター		院 長	
県外専門研修プログラム 連携施設	下関市立市民病院	院 長	